



令和2年4月15日

関係各位

門 司 税 関

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について（協力依頼）

平素より税関行政の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大の抑止については、現在、政府として全力を挙げて取り組んでいるところです。当関においても、入出国旅客や乗組員の皆様への検査等の際には、手袋やマスクを着用した上で実施するほか、職員に対し、日頃から手洗いとうがいの励行等に加え、日々の検温を含め自身の体調管理を徹底させるとともに、時差出勤を実施するなど、感染防止のための対策を講じています。

今後、更なる感染拡大防止を徹底するため、門司税関の各庁舎をご利用いただく皆様には、当面の間、税関手続に関する各種相談については、電話や電子メールを適宜活用いただくなどの方法により、窓口への書類提出等の機会をできるだけ減らしていただくほか、咳・発熱等の症状がある場合や体調がすぐれない場合には、ご来庁をお控えいただくよう、お願い申し上げます。

また、同症状がない場合でも、税関庁舎内の窓口等をご利用される際には、庁舎内手洗い場等において、「手洗い」「うがい」を実施していただくとともに、可能な限りマスクを着用いただくようお願い致します。

何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、本件趣旨についてご理解の上、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

門司税関 総務部総務課総務第1係

電話 050-3530-8306